

第3回宇城市子ども・子育て会議議事録

1. 開催日時 平成26年8月8日（金）15:00～16:56

2. 会場 宇城市役所2階 庁議室

3. 出席委員 13名（敬称略）

出川委員 中島委員 白井委員 木脇委員 藤田委員 島村委員 岡田委員

梶本委員 吉田委員 外村委員 篠崎委員 福田委員 中野委員

欠席委員 2名（敬称略）

入江委員 飽本委員

4. 傍聴者 なし

5. 会議次第

（1）会長あいさつ

（2）議事

会長あいさつ

（出川会長あいさつ）

議事

○会長：議事に従いまして進行させていただきます。それでは、議事（1）第2回宇城市子ども・子育て会議の議事録について事務局から説明お願い致します。

○事務局：議事（1）第2回宇城市子ども・子育て会議の議事録について説明

○会長：議事録に修正がある場合、8月15日までに事務局へ連絡していただき、その最終確認を事務局と私の方でした後、ホームページに出させていただきます。

前回会議の質問への回答に対して、ご質問等ありませんか。

私の方から質問ですが、アンケートの自由回答で子どもの医療費について、対象年齢の引き上げ・医療費低減化の要求と医療費の低減化は充実しているとの評価の2通りの意見あったようですが、どちらが多いのですか

○事務局：対象年齢の引き上げと医療費の無料化を望む声が多かったです。年齢を高校生や中学生まで引き上げてほしいという記述もあります。

○会長：続きまして議事（2）事業計画に係る量の見込み等について事務局からお願い致します。

○事務局：議事（２）事業計画に係る量の見込み等について【資料１】Ⅰ教育・保育の説明

○会長：国に市町村から教育・保育の事業量の見込みを提出する必要があり、計算式にいろいろな補正・修正を行い出された数字です。結果的には、現状で対応可能だということです。何かご質問等はありませんか。

○委員：まず１点は、定数で見ると１号認定・２号認定①は余剰があり、中心部の保育所では定員を超えての預かりがあるということから見ると、２号認定、３号認定を受け入れるための幼稚園の認定こども園化は必要であり、１号認定を受け入れる保育所の認定こども園化は不要という指標で間違いないのかという確認です。もう１点は、児童館を含めると、２号認定②の定数がプラスに転じるのではないかと思われるのですが、いかがでしょうかということです。一方で未満児のところでマイナスがでていますが、保育所の定員は決まっていますが、細かく年齢による規定はないので、０，１，２歳児の按分は各園の判断に任せるのか、市から働きかけて１，２歳の受け入れ幅がある体勢に誘導するのについてお聞きしたいと思います。

○会長：１点目、保育所が認定こども園になる必要はないのではないかと、２点目、２号認定に児童館を入れた場合数字がどのくらい変わるのか、３点目、保育所の定員は変えずに、０，１，２歳児の枠を代える形での対応は考えられるのか。以上３点のご質問がありました。

○事務局：保育所の認定こども園への移行については、各保育所に希望をうかがった段階ではどこも希望しないということでした。市として普及を図ることはせず、各事業所にお任せしています。また、児童館については３児童館がありますので、マイナスの数字の受け入れは可能かとは思いますが、受け入れの時間が短いなど、単純に２号認定に児童館を含めることはできないので、検討が必要かと思えます。０，１，２歳児の枠については、まず単純に定員ベースでお示ししていますので、各保育園に受け入れ可能数を確認して今後は数字を変えるところは変えたいと思えます。

○委員：少なくとも今の定員ベースではなく、実数を出していただきたい。

○事務局：実数ベースですね。実数の最大幅で出したいと思えます。その場合保育士さんの確保などが必要で単純に面積だけで確保ではできないと思えますが、取りあえず面積での人数を出して皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

○会長：他にありませんか。

○委員：保育園は人数が増えているが、幼稚園は定員を割ってきていて、どうにかしないといけない状況です。現場で聞こえてくる保護者の声は、上の子と下の子を

別々には預けられないので、本当は幼稚園に行きたくても下の子を預けられない幼稚園ではなく保育園に行く、というものです。認定こども園になって下の子どもも預かれるようになれば、保護者のニーズに応えることもできますし、定員を割っている幼稚園こそ認定こども園にならなくてはいけないと思います。是非、認定こども園の枠を広げてほしいと思います。

○委員：誤解があったようですが、私が言っているのは、1号認定を増やす必要はないという意味です。2号認定、3号認定について空きのある幼稚園が認定こども園になり、スペースを埋められるのは有効な手段だと思います。確認したかったのは、保育所が認定こども園になる場合、1号認定を受け入れるとなった場合は、それは必要ないですよという意味です。

○事務局：市としても幼稚園が認定こども園に変わられるのは全く問題ありません。

○委員：確認したいのですが、児童館は小規模保育所などに移行されずに、児童館のまま継続されるという認識で間違いはないですか。

○事務局：現時点では、児童館のままですと考えています。

○委員：児童館も随分人数が減っています。それでも職員の待遇等を考えると、運営に多額のお金が市役所から出ていると思いますが、やはり児童館は置いておかななくてはならないのですか。

○事務局：7月1日の新聞に載りました通り、施設の統廃合も含めて検討中です。現時点ではそのままですが、市は公共施設の見直しの素案を出しており、児童館を含んだ公共施設の見直しの素案で今後動いていきます。

○会長：今の幼稚園で保育が必要な子どもの受け入れは、保育が必要だと少なくとも8時間は見なくてはならないのですが、時間の対処ができていますか。

○委員：どこの幼稚園も受け入れができるようにしています。

○事務局：預かり保育という形でしています。4園すべてで。

○委員：公立の幼稚園の統廃合によって、計算ベースの定員が下がる可能性は出てくるのですか。そうすると前提が変わってくると思います。

○事務局：現状維持を基本に考えています。

○会長：国への確保数の報告、事業計画に定める確保方策としては定員の弾力運用という形では報告できないのではないですか。120%以上はダメだけど115%程度なら大丈夫ということですか。

○事務局：これは、29年度の推計事業に対して115%ぐらいあればできますということ

す。

- 委員：条例化と合わせて、条例22条に定員数で超えてはならないという条文があるので、現行で110%や115%で受けている保育所については、27年度の時点で定員も上げて下さいということになると思います。
- 事務局：受け入れられる人数を定員ベースで考えています。
- 委員：実質ベースではすでに115%で受けているので、その人数になるという解釈ですよね。
- 会長：定員があっても、0, 1, 2歳児の枠があるような方策を取る必要があると思います。
- 事務局：計画を最終的に立てるまでに確保がどれだけできるかを確認し、数字を再度確認して次回報告したいと思います。幼稚園が幼保連携型の認定こども園に移行されるのであれば、その分受け入れる保育部分が増えるので確保できていくと思います。
- 会長：その他ご質問はありませんか。では、続けて説明をお願いします。
- 事務局：議事（2）【資料1】Ⅱ地域子ども・子育て支援事業の説明
- 会長：この見込み量が妥当かどうかご意見をいただきたいと思います。1 延長保育事業について現状で対応可能であるとありましたが、ご意見等ございませんか。
- 委員：現行の保育所入所者は保育11時間ですが、新規に入る方は保育必要量によって8時間～11時間の認定となり、今後8時間の方の延長保育が従来の11時間の方より増えるのではないかと思います。可能であれば、標準時間11時間の延長保育の利用量と8時間利用者の延長保育量の見込み数値を出し、計上することが必要ではないかと思います。確保量としては大丈夫だと思いますが、費用として計上する上でも8時間の方がプラス200くらい増えると思うのですが。
- 会長：確保量は大丈夫ですが、計算上そのようなことも考えられますね。延長保育には補助を出していますか。
- 事務局：補助を出しています。補助額によっても変わってくると思います。
- 会長：補助の必要な方が増えてくることも考えられます。逆に8時間で済ませようとして、減ってくることも考えられ難しいところですね。
- 委員：利用者の量の見込みとしていれておかななくてよいのかと思います。
- 事務局：実績に応じて中間の見直しが入ります。

- 会 長：ではそこで検討できますね。ご意見は他にありませんか。
では、2. 放課後児童健全育成事業に入ります。今、学童保育の定員はどうなっていますか。
- 事務局：規模によりますが、一番多いところで73名、松橋に第1、第2がありますが、60人と45人で受け入れが厳しくなっています。豊福も第1、第2がありますが、40人と51人で適正人数40人以上です。
- 会 長：人数的には足りているが、確保の仕方を変える必要があるということで、ご提示いただいたのですが、何か意見はありますか。預かるのは小学校3年生くらいまでですか。
- 事務局：高学年も預かっているところもあります。実績では4月1日現在で71人います。
- 委 員：松橋は、学童は保護者主体で行われているのですが、第3を作ると同じく保護者主体になるのでしょうか、それとも他が行うことになるのでしょうか。
- 事務局：施設は市が整備しますが、基本的には保護者主体の運営です。保護者がどうしてもできないというのであれば、別の方策を考えなければならないですが。
- 会 長：他にご意見がなければ、次の3. 子育て短期支援事業に移ります。利用がないのは、情報が伝わっていないのかもしれないので、サービスとして情報提供や預けやすい環境を整え、いざというときのセーフティーネットともなるように、利用がないからなくなることにしないで下さい。
- 副会長：委託先はどの自治体ですか。
- 事務局：委託先は八代の八代乳児院とナザレ園と天草のみどり園の3園です。
- 事務局：そこまで連れて行かなくてはならないのですか。
- 事務局：そうです。
- 委 員：八代と天草で宇城市のこの人数はみることはできないということはないですか。
- 事務局：ないと思います。
- 会 長：広報もしてあるのですね。では次の4. 地域子育て支援拠点事業についてご質問ご意見はありますか。7施設あるようですが、地域はどの辺りに作られているのですか。
- 事務局：支援センターは保育園で、子育てひろばは不知火の社会福祉協議会で、市の直営の分は豊野保育園でやっています。
- 会 長：地域は分散してあるのですか。

- 事務局：はい。旧町ごとに最低1か所はあるようにしています。
- 会長：内容も同じような形で行われるのですね。地域によって利用者数がないということはありませんか。
- 事務局：ありません。
- 会長：他にありませんか。ないようなので、5. 一時預かりに移ります。P. 7の在園児の一時預かりはマイナスになっていて、見込みをするのは難しいとのことでした。方策についての提案はありますか。
- 事務局：幼稚園4園に最大受入の確認ができていなかったのですが、何人という形での受け入れが可能でしょうか。
- 委員：15人に1人の職員が必要です。それを越えるとまた1人増やさなくてはならない。園によって違うでしょうが、うちでは預かり保育専属の先生をお迎えしているので、急に定員を増やすわけにはいきません。
- 委員：幼稚園も保護者のニーズにお応えして保育園の開園時間と変わらない時間から預かっています。ただ、保育園は月曜日から土曜日まで朝7時から18時までの分が保育料に入っていますが、幼稚園は10～14時までの分しか入っていないので、14時以降の分は預かり保育料をいただきながらになります。従って、時間的には保育園に引けを取らないだけの預かりをしています。幼稚園の方は預ければ預けるだけ、料金がかかってしまうことにはなりません。
- 会長：2号認定で保育園に入る場合はその分の支援があり、幼稚園に入ったらないので預かり保育料がいるのですね。
- 事務局：幼稚園は1号認定ですので、認定こども園には2号認定で入れます。
- 委員：幼稚園は保育料プラス預かり保育料です。預かり保育料は14時以降しか出ません。朝10時前の3時間預かっても補助の範囲ではありません。厳しいです。
- 会長：そうすると、2号認定の人が幼稚園に入りたいと思うかどうかですね。
- 委員：その点ですね。どこの幼稚園も20年ぐらい前は定員を上回っていましたが、エンゼルプランができて、働くお母さん方が増えて、0～2歳で保育所に入りますし、子どもの負担を考えて、大幅に変わることは余程の信念がないとできません。
- 会長：幼稚園の一時預かりは各園に確認してください。
- 委員：今のお話だと、実状にあっていないのであれば、逆に市の方から幼稚園の認定こども園への移行を積極的に促す必要があるのではないかと思うのですが。

- 委員：保護者の負担を考えたら、同じクラスに幼稚園児と保育園児が混在して、仕事をしている母親や途中から仕事を始めることにすぐ対応できることが、新しい制度のいいところで、そういうふうにしていこうとするのがこの子育て支援事業だと思います。幼稚園の定員割れと保育園の0, 1, 2歳枠の不足の格差を上手い具合に解消していくのが、会の話し合いではないかと思うのですが。
- 委員：幼稚園が減ってきたのは親のやむにやまれぬ事情があったからです。一番足りないのは0～2歳までなので、そこを補強する策を立ててほしい。今までは、国の施策で一時預かりをするようにということで、幼稚園の保護者も仕事をすることができましたが、幼稚園には0～2歳までの制度はないので、保育園に行かれる方が増えたと思います。新しい制度になっても、0～2歳に兄弟がいれば3歳以上でも2号認定、3号認定ではないかということになれば、幼稚園に行く1号認定者数は減ると思います。そのような中でどうすればやっていけるのか、幼保連携型の認定こども園についてもまだわからないことが多いので、どうすればいいのか迷っているところです。
- 委員：制度の確認をしたいのですが、保育所が変わる場合1号認定を持たない形で認定こども園にかわることは可能ですか。
- 事務局：可能です。
- 委員：幼稚園が3号をみない形で認定こども園になるのも可能ですね。幼稚園の名称はそのままで、内実は認定こども園になることは可能なのですよね。
- 事務局：認定こども園〇〇幼稚園です。そのままの名称を使う形です。
- 会長：幼稚園以外の一時預かりは承認したいと思います。6. 病児保育事業についてはいかがでしょうか。幼児保育の事業は利用しやすい場所にあるのですか。
- 事務局：利用しやすい場所にあります。少し離れたところは三角ですが、他は松橋など利用しやすい場所です。市民病院もあります。
- 委員：その地区ごとの利用者がわからないのですが、小川の方も利用している実績はありますか。
- 事務局：地区名まではわかりません。
- 委員：利用されています。
- 副会長：看護師さんたちがおられるのですね。
- 会長：現実には平均して利用するのではなく、インフルエンザなど集中する時期がありますし、病気によっては部屋を別にする必要があります。利用状況に臨機応変に対応できると利用しやすいと思います。

- 事務局：受け入れ最大値として4人までなら可能ということです。集中した時期は厳しいと思います。
- 委員：登録者数も調べられるといいですよ。利用したことがなくても、ここから安心と思う保護者も多いです。
- 委員：登録しておかないと使えない。
- 会長：そうですね。夜に病気になっても予約など必要ですから、朝一番で利用はできません。利用しやすいように制度を変更させなくてはいけないかもしれません。
7. ファミリーサポートについてご意見ありませんか。
- 委員：なぜ就学前は入っていないのですか。
- 事務局：法令の事業対象が小学生です。実際は、学童保育を利用される方が多いと思います。値段も1時間600円で少し高いです。
- 会長：保育園は7時まで預かってもらえますが、小学生の学童保育は終了時間が少し早いですよね。
- 委員：社協で市から委託を受けて事業をやっていますが、利用者の登録数は年々伸びています。しかし、安全をサポートする援助会員の登録も必要で、事前に利用会員が承諾した2～3名の方たち以外には預けることができないのです。援助会員の数はぎりぎりまたは減少気味です。もっと増やさないといけないので、啓発活動をいろいろしています。
- 会長：サポートセンター事業は人と人をつなぐ事業で、支えてくれる人がいないとできません。きちんとした協力会員さんを支えるシステム、たとえば相談に乗ったり、困ったときにすぐ連絡が取れるなど、作っていかないとなかなか広がらないですし、辞める方もいると思います。そういったことも計画に盛り込んでいければと思います。次の8. 乳幼児家庭全戸訪問事業、9. 養育支援訪問事業、10. 妊婦健康診査はよろしいですね。P. 14の11, 12, 13は新規事業なので検討していきたいと思います。他に事務局から何かありませんか。
- 事務局：ありません。
- 会長：行政の方から認定こども園になって下さいということはないと思います。なっただけならば行政は対処しますが、認定こども園になるかどうかは、それぞれの園の判断を尊重するということです。
- 事務局：議事（3）子ども・子育て支援新制度基準例（案）についての説明【資料3】
- 会長：前回会議資料3について、何か提案はありませんか。

- 委員：3点あります。P. 18第22条の「年度中」の解釈はどういうものでしょうか。
- 事務局：あくまでも実績に応じた定員数を年度当初に決めることになりませんが、年度途中で定員数を超える分は許されるということです。
- 委員：それは市役所の判断なのですか。例えば4月1日、2日からでもいいということですか。
- 事務局：4月は定員ですね。5月から入所スタートなので、それで増える可能性があります。それが但し書きと理解して下さい。ずっと続くようならまた定員の話を見せていただくことになります。
- 委員：2点目は、家庭的保育事業について小規模保育C型は、保育士さんの常駐が必須のA・Bとは違い、市の認定する研修を受けた人が携わってよいとなっています。そこについてはどういうふうになっていますか。
- 事務局：これは国の基準に従うべきもので、変えられる部分ではないのです。制度としては残すけれど、そこから先の小さい部分は、規則や要項で謳っていくことになります。
- 委員：どういうものを市の指定にするかはまだ決まっていないのですね。3点目は、全国的にも例を見ない施設である児童館を市は独自に保護するというのです。少なくともなくなるまでは子育て事業の一環として、文言として位置づけた方がよいと思うのですが。
- 事務局：児童館の条例は別にあるのでそこで謳うことになります。
- 委員：そこはそれとして、子育て施設として位置づけた方がよいと思うのですが。
- 事務局：そのご指摘につきましては、事務局で十分に協議させて下さい。最終条例提案者の市長に説明する必要があります。ご意見を真摯に受け止め協議いたします。
- 委員：40～50年前から県の方の指摘に上がっているのが、児童館と伺っています。
- 事務局：児童館は宇城市にしかありませんので。
- 会長：P. 6の26条で特定教育・保育施設の管理者とP. 35の13条で家庭的保育事業者等の職員に対して「懲戒に係る権限の濫用禁止」があります。しかし、放課後児童に関しては12条で虐待等の禁止はありますが、懲戒に係る権限の濫用禁止はないので、ここにも入れてほしいと思います。ご検討をお願いします。
- 事務局：わかりました。
- 委員：学童保育の役員をしてわかったのですが、入所時に障がいは無いと思っていたのに、入った後配慮を要することがわかったお子さんがいると先生はつきっきり

になり、他の子どもに手が回らないのが実状です。条例や見込みの量にも配慮を要するお子さんのことも入れてほしいと思います。

○会 長：条例の中には組み込むことは難しいので、計画を作る中でそういった対応・配慮をしてもらえるように会から市に求めていく形になると思います。事務局の方でも計画の中に入れられないか、ご意見を聞かせてほしいと思います。

○事務局：わかりました。

○会 長：他にありませんか。

○事務局：児童福祉センターのチラシについて説明。

○会 長：他にありませんか。それでは閉会させていただきたいと思います。

○事務局：今日のご質問等には回答等させていただきます。次回は会長と日程を調整の上9月中旬以降を予定しています。